行政書士ＡＤＲセンター神奈川調停人養成研修会のご案内

[日時] 平成３０年１月２０日（土）

ＡＭ１０：００～ＰＭ５：００（１０分前までにご参集ください）

[場所] 第一会議室(７２７号室)

[講師] 三澤太雅弁護士（神奈川県弁護士会）

[内容] **相続法・不動産取引法・製造物責任法**

午前中は座学中心、午後はグループに分かれ事例研究。

効果測定も実施予定です。

※必ず六法を持参下さい。

[資格] ＡＤＲ手続実施者に登録を希望される方。登録を希望されない方も

自由参加できます。

[取得単位] 民法６時間

ＡＤＲ手続実施者に必要な研修時間数については、行政書士ＡＤＲ

センター神奈川規則施行細則のp.4記載の規定を以下のurlで

ご参照ください。

<http://adr-gyouseisyoshi.org/download/rule07.pdf>

[人数] ４０名　(定員に達した場合、締め切ります。)

[募集期間] 平成３０年１月１５日

[申込方法] 本会のＨＰからお申し込みいただくか、下欄の申込用紙を

ＦＡＸしてください。

神奈川県行政書士会事務局ＦＡＸ

０４５－６６４－５０２７（担当は、ＡＤＲ運営委員会）

受講申込書

平成３０年１月２０日（午前・午後）開催のＡＤＲ研修を申し込みます。

平成　　　年　　月　　日

支部名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　会員番号